

薬第281号
平成23年9月30日

各保健福祉事務所長 様

薬務課長

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4
に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（通知）

このことについて、平成23年9月20日付け薬食発0920第1号をもって、厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、同通知に基づく指導等に御配慮くださるよう通知します。

また、別添の通知は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであることを申し添えます。

（通知要旨）

1 指定薬物の指定

（1）次に掲げる9物質を薬事法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ・ 2-（エチルアミノ）-1-（4-メチルフェニル）プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ （4-エチルナフタレン-1-イル）（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）メタノン及びその塩類
- ・ 2-（2-クロロフェニル）-1-（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）エタノン及びその塩類
- ・ 1-（ナフタレン-2-イル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類
- ・ 1-（4-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ [1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-イル]（ナフタレン-1-イル）メタノン及びその塩類
- ・ [1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-イル]（2-ヨードフェニル）メタノン及びその塩類
- ・ （1-ヘキシル-1H-インドール-3-イル）（ナフタレン-1-イル）メタノン及びその塩類
- ・ （4-メトキシフェニル）（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）メタノン及びその塩類

（2）指定された物質を含む物

（1）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であること。

2 医療等の用途の規定



上記1に示した物質について、同法第76条の4に規定する医療等の用途を定めたこと。

3 施行期日

平成23年10月20日から施行することとしたこと。

（ 問い合わせ先
献血・薬物対策グループ 狭間
電話 (045)210-1111 内線 4973 ）

別記

- 社団法人 神奈川県医師会長
- 社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 社団法人 神奈川県獣医師会長
- 社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 社団法人 神奈川県病院協会会長
- 社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長



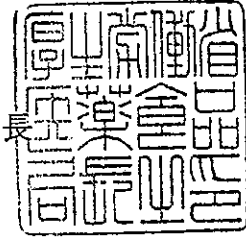
薬食発0920第1号
平成23年9月20日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第115号）が別添のとおり平成23年9月20日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる9物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ・ 2 - (エチルアミノ) - 1 - (4 - メチルフェニル) プロパン - 1 - オン及びその塩類
- ・ (4 - エチルナフタレン - 1 - イル) (1 - ペンチル - 1 H - インドール - 3 - イル) メタノン及びその塩類
- ・ 2 - (2 - クロロフェニル) - 1 - (1 - ペンチル - 1 H - インドール - 3 - イル) エタノン及びその塩類
- ・ 1 - (ナフタレン - 2 - イル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) ペンタン - 1 - オン及びその塩類
- ・ 1 - (4 - フルオロフェニル) - 2 - (メチルアミノ) プロパン - 1 - オン及びその塩類
- ・ [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - イル] (ナフタレン - 1 - イル) メタノン及びその塩類
- ・ [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - イル] (2 - ヨードフェニル) メタノン及びその塩類
- ・ (1 - ヘキシル - 1 H - インドール - 3 - イル) (ナフタレン - 1 - イル) メタノン及びその塩類
- ・ (4 - メトキシフェニル) (1 - ペンチル - 1 H - インドール - 3 - イル) メタノン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物 (ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。) は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記 1. に示した物質について、法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成23年9月20日）から起算して30日を経過した日（平成23年10月20日）から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○学校基本調査規則の一部を改正する省令(文部科学三二四)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一一五)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(総務四一八)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件(法務四三九〇四四一)

○第二次東デメララ貯水池修復計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三二二)

○無償資金協力を係る取極に基づき贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件(同三二二)

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産一八)

○保安林の指定を解除する件(農林水産一七七五〇一七七九)

○保安林の指定実施要件を変更する件(同一七八〇〇一七八二)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(防衛二二一〇二二三三)

○海上における射撃訓練を実施する件(同二三四)

○海上における射撃訓練等を実施する件(同二三五〇二三七)

○道路に関する件(東北地方整備局一五九)

○道路に関する件(関東地方整備局三六四〇三六六)

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件(近畿地方整備局二二七)

○道路に関する件(四国地方整備局九五、九六)

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示(福岡県公安委二四四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣法制局

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格(経済産業省)

〔資 料〕

最低賃金の改正決定に関する公示(石川労働局最低賃金公示一、山梨同一、滋賀同一、愛媛同一、熊本同一、大分同一)

〔公 告〕

機械受注統計調査報告(平成二十三年七月)(実績)(内閣府)

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、個別労働関係紛争解決手続実施団体の住所の変更、国営南長沼土地改良事業計画関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省 令

○文部科学省令第三十四号
統計法(平成十九年法律第五十三号)第十八条の規定に基づき、学校基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年九月二十日
文部科学大臣 中川 正春

学校基本調査規則の一部を改正する省令
学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。
附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の影響のため、令列表第四の一の項第三欄又は第四欄に掲げる都道府県知事又は都道府県の教育委員会が行うこととされている事務を適正に行うことが困難と認められる都道府県であつて文部科学大臣が定めるものの区域内に所在する学校について平成二十三年における第四条第一号及び第二号の区分の調査の時期は、これらの号の規定にかかわらず、当該区分における調査事項の全部又は一部について、文部科学大臣が定めるところにより、これらの号で定める時期以外の時期とすることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十五号
薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年九月二十日
厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六十号を第六十九号とし、第五十五号から第五十九号までを九号ずつ繰り下げ、第五十四号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 (四)メトキシフェニル(一)ベンチル(一)H-インドール(三)イリル)メタノン及びその塩類

第一条中第五十三号を第六十一号とし、第三十九号から第五十二号までを八号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十四 (一)五(一)フルオロペンチル(一)H-インドール(三)イリル(ナフタレン(一)イリル)メタノン及びその塩類

四十五 (一)五(一)フルオロペンチル(一)H-インドール(三)イリル(二)ニードフェニル)メタノン及びその塩類

告

示

第一条中第三十七号を第四十二号とし、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 (一)四(一)フルオロフェニル(一)ニ(メチルアミノ)プロパン(一)オン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 (一)ナフタレン(一)ニ(一)ニ(ピロリジン(一)イリル)ペンタン(一)オン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十一号とし、第二十九号から第二十七号までを三号ずつ繰り下げ、第二十九号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 (一)ニ(一)クロロフェニル(一)ニ(一)ニ(一)ベンチル(一)H-インドール(三)イリル)エタノン及びその塩類

第一条中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 (一)四(一)エチルナフタレン(一)イリル(一)ニ(一)ベンチル(一)H-インドール(三)イリル)メタノン及びその塩類

第一条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 (一)ニ(一)エチルアミノ(一)ニ(一)ニ(一)メチルフェニル)プロパン(一)オン及びその塩類

附則 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○総務省告示第四百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

政党

政治団体の名称 異動事項 新 民主党 代表者の氏名 野田 佳彦 菅 直人 届出年月日 平成二十三年九月二十日 総務大臣 川端 達夫

○法務省告示第四百三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十日 法務大臣 平岡 秀夫 認証紛争解決事業者の名称及び住所 茨城司法書士会 茨城県水戸市五軒町一丁目三番十六号

平成二十三年九月一日 法務省告示第四百四十号 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十日 法務大臣 平岡 秀夫 認証紛争解決事業者の名称及び住所 茨城司法書士会 茨城県水戸市五軒町一丁目三番十六号

平成二十三年九月二十日 法務大臣 平岡 秀夫 認証紛争解決事業者の名称及び住所 弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所 東京都港区西新橋一丁目二十番三号虎ノ門法律ビル九階

平成二十三年九月二十日 法務大臣 平岡 秀夫 別表上欄に掲げる無償資金協力を係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

○法務省告示第四百四十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十日 法務大臣 平岡 秀夫 認証紛争解決事業者の名称及び住所 鳥取県社会保険労務士会 鳥取県鳥取市富安二丁目百五十二番地田中ビル一号館四F

平成二十三年九月一日 外務省告示第三百二十二号 平成二十三年九月六日にジョージタウンで、第二次東デメララ貯水池修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガイアナ共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 第二次東デメララ貯水池修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億二百万円

3 贈与の供与期限 平成二十四年九月三十日まで

4 署名者 日本側 岩田達明在ガイアナ大使

ガイアナ側 キャロリン・ロドリゲスIIバークット外務・対外貿易・国際協力大臣

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

平成二十三年九月二十日 外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修

取

極

Table with 3 columns: 取 (Donor/Recipient), 極 (Terms/Conditions), and 贈与の供与期限 (Donation Period). Rows include information about the Maracaibo Strait and the Guyana-Australia agreement.